

令和4年度

直方市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

一般会計
特別会計
企業会計

直方市監査委員

直 監 第 197 号
令和 5 年 8 月 28 日

直方市長 大 塚 進 弘 様

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

令和 4 年度直方市財政健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出する。

令和 4 年度 直方市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

令和 4 年度 直方市実質赤字比率
令和 4 年度 直方市連結実質赤字比率
令和 4 年度 直方市実質公債費比率
令和 4 年度 直方市将来負担比率

第 2 審査の期間

令和 5 年 8 月 2 日から令和 5 年 8 月 23 日まで

第 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、4 つの健全化判断比率が早期健全化基準を下回っているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記 4 つの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

指 標 名	健全化判断比率		早期健全化基準		財政再生基準	
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
(1) 実質赤字比率	－	－	12.90%	12.87%	20%	20%
(2) 連結実質赤字比率	－	－	17.90%	17.87%	30%	30%
(3) 実質公債費比率	6.4%	5.8%	25%	25%	35%	35%
(4) 将来負担比率	49.0%	61.8%	350%	350%		

※ 実質赤字比率又は連結実質赤字比率が負の値の場合は、「－」で表示する。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

直 監 第 197 号
令和 5 年 8 月 28 日

直方市長 大 塚 進 弘 様

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

令和 4 年度直方市資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出する。

記

1. 直方市上頓野団地造成事業特別会計
2. 直方市水道事業会計
3. 直方市下水道事業会計

令和 4 年度 直方市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

令和 4 年度 直方市上頓野産業団地造成事業特別会計資金不足比率

令和 4 年度 直方市水道事業会計資金不足比率

令和 4 年度 直方市下水道事業会計資金不足比率

第 2 審査の期間

令和 5 年 8 月 3 日から令和 5 年 8 月 23 日まで

第 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が経営健全化基準を下回っているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

会 計 名	指 標 名	令和 4 年度	令和 3 年度	経営健全化基準
上頓野産業団地 造成事業特別会計	資金不足比率	－	－	20%
水道事業会計	資金不足比率	－	－	20%
下水道事業会計	資金不足比率	－	－	20%

※ 資金不足比率が負の値の場合は、「－」で表示する。

2 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。